

## 尾鷲市地域公共交通活性化協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第8条第4項の規定に基づき、尾鷲市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、委員の過半数の同意があったとき、会議の一部又はその全部を非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(代理出席)

第4条 規約第4条に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その属する団体の代理の者が出席することができる。

(会議の開催等)

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(表決)

第6条 会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって進めることとする。

(会議録の調製)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、第2条第1項ただし書の規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第9条 何人も、第2条第1項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事を妨げる行為をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。